

令和5年度危険物取扱者保安講習会案内

1 受講対象者

危険物取扱者免状を所持し、現に危険物取扱作業に従事しており、次に該当する方は、保安講習の受講が義務づけられています。

- (1) 継続して危険物取扱作業に従事している方。(前回の講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内)
- (2) 新たに又は再び従事する方は、従事することとなった日から1年以内。ただし、次の(3)に該当する方は、(3)による。
- (3) 新たに又は再び従事する方で、過去2年以内に免状の交付又は講習を受けている方は、免状の交付日又は受講した日以後における最初の4月1日から3年以内。

2 講習日時

令和5年7月7日(金)

受付時間 9:00～9:30

受講時間 9:30～12:30

3 講習実施場所

伊佐市 伊佐市文化会館 小ホール ☎0995-22-6320

4 受講手数料

危険物保安講習受講申請書の手数料欄に、4,700円分の鹿児島県収入証紙を貼り付けてください。【注：収入印紙ではありません】

※収入証紙は交通安全協会、県の出先機関（地域振興局等）などで販売しています。

5 受講申請書の提出先及び受付期間

〒890-0064 鹿児島市鴨池新町5番19号 鹿児島県石油会館3階

一般社団法人鹿児島県危険物安全協会 ☎099-257-5200

令和5年6月1日(木)から6月21日(水)まで【土・日曜日を除く】

郵送の場合は、6月21日(水)消印のものまで受け付けます。

※消防本部、南消防署及び各分遣所では、受付できません。

6 保安講習案内及び受講申請書の置いてある場所

受講申請書は、鹿児島県危険物安全協会、消防本部、南消防署及び各分遣所

予防課危険物係 ☎0995-22-0122・南消防署 ☎0995-74-3021

菱刈分遣所 ☎0995-26-0085・吉松分遣所 ☎0995-75-2605

7 その他

- (1) 受講義務者が受講すべき期間内に受講しなかった場合、消防法第13条の2第5項の規定により、免状の返納を命ぜられることがありますので、注意してください。
- (2) 危険物取扱者免状は、交付日又は写真書換日から10年以内ごとに写真の書換が必要です。書換期限が過ぎていると、原則受講日までに書換を済ませなければなりません。早めの書換手続きをお願いします。
- (3) 新型コロナウイルスの感染が懸念されるため、講習会場ではマスク着用を厳守し、万一講習当日に発熱や咳などの症状がある場合は受講を自粛していただき、その旨を当協会へご連絡ください。

8 問い合わせ先

伊佐湧水危険物安全協会 (☎0995-22-0122)